

鳥取県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月19日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東伯野添線	東伯郡琴浦町大字浦安字北畠140-2地先から同町大字光好 字石田井439-2地先まで	12.0~44.0	3,612.0